



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
**課税処分の違法に国家賠償請求認める**

～市が固定資産税の住宅用地の特例適用洩れ～

納税者は、固定資産税及び都市計画税の「住宅用地の特例」が適用されずに8年間、過大に納付していました。平成11年度から15年度の5年分の過誤納金と還付加算金は支払われたものの、それ以前の3年分については、市が還付を拒否したため争い、過大納付額に相当する国家賠償請求と遅延損害金の支払請求が認められました（平成17年11月16日神戸地裁判決・Z999-8122）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

原告は、住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例が適用されるべき家屋の敷地を所有していたところ、被告は平成8年度以降、同土地についてこの特例を適用せずに、過大に固定資産税等を賦課・徴収しました。これに対して、原告が、主位的に平成8年度から10年度分の過大に納付した固定資産税等の返還と慰謝料60万円の支払を求め、予備的に、国家賠償法に基づいて、過大な賦課徴収が違法であり、過大納付した固定資産税等と同額の損害を被ったと主張して、損害賠償を求めた事案です。

2. 裁判所の判断

以下のとおり、原告の主位的請求は理由がないから棄却し、原告の損害の範囲内である36万9202円及びこれに対する被告担当職員等の不法行為の後の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める予備的請求は理由があるので、これを認容する。

〔争点1〕 平成8年度から10年度に過大に納付した固定資産税等の返還請求ができるか否かについて

- ① 本件課税処分は、住宅用地の特例を適用しなかったものであり、その瑕疵は、明白であるとしても、課税要件の根幹についてのものではないから、当然に無効と解することはできない。なお、当然無効と仮定しても、原告の還付請求権は、本訴提起前に時効消滅している。
- ② 慰謝料請求について、原告の主張が、課税処分をした被告職員の違法行為によるものであるというのだとすると、原告がその財産的損害の賠償を受けることによってなお回復できない精神的損害を被ったというべき特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。また、誠意のない職員の対応が違法であるというのだとしても、被告職員が、過大に納付された固定資産税等相当額の返還を拒否したことは、還付の可否の点からみるとやむを得ないから、返還拒否が不誠実で違法であるとは直ちにいい難い。したがって、いずれにしても、原告の慰謝料請求は認められない。

〔争点2〕 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求が認められるか否かについて

- ① 国家賠償請求は、行政処分の効力そのものを問題とするものではなく、取消訴訟とは、目的、要件及び効果を異にするものであるから、当該処分が取消し得べき瑕疵にとどまる場合であっても、あらかじめ当該処分について取消判決を得なければならないものではない。
- ② 行政上の法律関係の早期確定の要請は、租税関係に限られるものではない上、課税処分は、一般的に課税庁と被課税者との間に存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がなく、課税処分を早期に確定させる要請は専ら課税庁側の都合であることから、第三者に利害関係がある行政処分よりも早期確定の要請は高くないと言わなければならない。
- ③ 納税者が、課税処分の違法を認識し、現実的に国家賠償請求することが期待できる時点において、職権取消又は取消訴訟等によって当該課税処分を是正することが、賦課決定期間又は審査請求期間・出訴期間の徒過のため法令上およそ不可能な場合、通常は、違法な課税処分がなされ、これが是正されなかったことにつき納税者側には過失又は落ち度がないのに、なお違法な処分をし、かつそれを放置して是正を不可能にした課税庁側の行政目的を尊重し、納税者の救済を否定するのは、極めて不当であり、正義公平の原則にもとるといふべきである。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判例について詳細（全文・A4版8枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。